

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 一般構造</p> <p>第一節・第一節の二（略）</p> <p>第一節の三 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 （第二十条の四―第二十条の九）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第三章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一節の三 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置</p> <p>（著しく衛生上有害な物質）</p> <p>第二十条の四 法第二十八条の二第一号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、石綿とする。</p> <p>（居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 一般構造</p> <p>第一節・第一節の二（略）</p> <p>第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置 （第二十条の四―第二十条の七）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第三章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置</p> <p>（発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質）</p> <p>第二十条の四 法第二十八条の二の政令で定める化学物質は、クロルピリロス及びホルムアルデヒドとする。</p>

第二十条の五 法第二十八条の二第三号の政令で定める物質は、クロルピ  
リホス及びホルムアルデヒドとする。

(居室を有する建築物の建築材料についてのクロルピリホスに関する技  
術的基準)

第二十条の六 建築材料についてのクロルピリホスに関する法第二十八条  
の二第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。
- 二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料(添加したときから  
長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散さ  
せるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたものを除く。)を  
使用しないこと。

(居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する  
技術的基準)

第二十条の七 建築材料についてのホルムアルデヒドに関する法第二十八  
条の二第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- (削る)

(新設)

(新設)

(化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準)

第二十条の五 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で建築材料に  
係るものは、次のとおりとする。

- 一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。
- 二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料を用いないこと。た  
だし、その添加から長期間経過していることその他の理由によりクロ  
ルピリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める  
建築材料については、この限りでない。

一 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用しないこと。

二 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用するときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に次の表（一）の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に同表（二）の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第

三 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いないこと。

四 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いるときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に次の表（一）の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に同表（二）の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルム



表すものとする。

- n 一時間当たりの換気回数
- V 機械換気設備の有効換気量（次条第一項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものにあつては、同号ロ(1)に規定する有効換気換算量）（単位 一時間につき立方メートル）
- A 居室の床面積（単位 平方メートル）
- h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第四項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える

表すものとする。

- n 一時間当たりの換気回数
- V 機械換気設備の有効換気量（次条第一項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものにあつては、同号ロ(1)に規定する有効換気換算量）（単位 一時間につき立方メートル）
- A 居室の床面積（単位 平方メートル）
- h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第四項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える

量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。

5 次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、第一項の規定は、適用しない。

(居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)

第二十条の八 換気設備についてのホルムアルデヒドに関する法第二十八条の二第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。
- イ 機械換気設備（口に規定する方式を用いるものでロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。）にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。
  - (1) 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。(2)において同じ。）が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$Vr = nAh$$

この式において、 $Vr$ 、 $n$ 、 $A$ 及び $h$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $Vr$  必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）
- $n$  前条第一項第二号の表備考一の号に規定する住宅等の居室

量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。

5 次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。

第二十条の六 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で換気設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。
- イ 機械換気設備（口に規定する方式を用いるものでロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。）にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。
  - (1) 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。(2)において同じ。）が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$Vr = nAh$$

この式において、 $Vr$ 、 $n$ 、 $A$ 及び $h$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $Vr$  必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）
- $n$  前条第一項第四号の表備考一の号に規定する住宅等の居室

(次項において単に「住宅等の居室」という。)にあつては

○・五、その他の居室にあつては○・三

A 居室の床面積(単位 平方メートル)

h 居室の天井の高さ(単位 メートル)

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

2 (略)

(居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例)

第二十条の九 前二条の規定は、一年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおおむね○・一ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の二の十一 (略)

一 (略)

二 (略)

(-)	防火設備	イ 法第二条第九号の二ロ、法第二十八条の二(一)
	建築物の部分	一連の規定

(次項において単に「住宅等の居室」という。)にあつては

○・五、その他の居室にあつては○・三

A 居室の床面積(単位 平方メートル)

h 居室の天井の高さ(単位 メートル)

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

2 (略)

第二十条の七 前二条(第二十条の五第一項第一号及び第二号を除く。)

の規定は、一年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおおむね○・一ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の二の十一 (略)

一 (略)

二 (略)

(-)	防火設備	イ 法第二条第九号の二ロ、法第三十七条及び法
	建築物の部分	一連の規定

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	
避雷設備	エスカレーター	エレベーターの昇降部分及び機械室以外のもの	冷却塔設備	給水タンク又は貯水タンク	非常用の照明装置	合併処理浄化槽	屎尿浄化槽	換気設備	
イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)及び法第三十七条の規定(略)	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)、法第三十五条及び法第三十七条の規定(略)	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)及び法第三十七条の規定(略)	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)、法第三十一条第二項及び法第三十七条の規定(略)	イ(略) イ 第二十条の八第一項第一号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定	イ(略) イ 第三号を除く。)、法第三十七条及び法第六十条の規定(略)				

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	
避雷設備	エスカレーター	エレベーターの昇降部分及び機械室以外のもの	冷却塔設備	給水タンク又は貯水タンク	非常用の照明装置	合併処理浄化槽	屎尿浄化槽	換気設備	
イ 法第三十七条の規定(略)	イ 法第三十七条の規定(略)	イ 法第三十七条の規定(略)	イ 法第三十七条の規定(略)	イ 法第三十七条の規定(略)	イ 法第三十五条及び法第三十七条の規定(略)	イ 法第三十七条の規定(略)	イ 法第三十一条第二項及び法第三十七条の規定(略)	イ(略) イ 第二十条の六第一項第一号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定	イ(略) イ 第六十四条の規定(略)

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第二項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

の措置に関する基準)

第三百三十七条の四の二 法第八十六条の七第一項及び法第八十八条第一項の政令で定める基準は、法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準とする。

(石綿関係)

第三百三十七条の四の三 法第三条第二項の規定により法第二十八条の二(前条に規定する基準に係る部分に限る。第三百三十七条の十二第三項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えないこと。
- 二 増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。
- 三 増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準に適合すること。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十

(新設)

(新設)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十

条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべてとする。

3| 法第三十二条第二項の規定により法第二十八条の二の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。

- 一 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分が第三百三十七条の四の二に規定する基準に適合すること。
- 二 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分が第三百三十七条の四の三第三号の国土交通大臣が定める基準に適合すること。

4| (略)

(増築等をする部分以外の居室に対して適用されない基準)

条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべてとする。

(新設)

3| (略)

(増築等をする部分以外の居室に対して適用されない技術的基準)

第三百三十七条の十五 法第八十六条の七第三項の政令で定める基準は、法第二十八条の二第三号に掲げる基準（第二十条の七から第二十条の九までに規定する技術的基準に係る部分に限る。）とする。

（型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定）

第四百四十四条の二 法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限る。）とする。

	工作物の部分	一連の規定
(H)	乗用エレベーターで観光のために供するもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	イ 法第八十八条第一項において準用する法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七号の規定 ロ 第三百四十三条（第二百二十九条の三、第三百二十九条の四、第三百二十九条の五、第三百二十九条の六、第三百二十九条の八及び第三百二十九条の九の規定に関する部分に限る。）
(G)	エスカレーターで観光のために供するもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラスの又ははりを支える部分以外のもの	イ 法第八十八条第一項において準用する法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七号の規定 ロ 第四百四十三条（第二百二十九

第三百三十七条の十五 法第八十六条の七第三項の政令で定める技術的基準は、第二十条の五（第一項第一号及び第二号を除く。）から第二十条の七までに規定する技術的基準とする。

（型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定）

第四百四十四条の二 法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限る。）とする。

	工作物の部分	一連の規定
(H)	乗用エレベーターで観光のために供するもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	イ 法第八十八条第一項において準用する法第三十七号の規定 ロ 第三百四十三条（第二百二十九条の三、第三百二十九条の四、第三百二十九条の五、第三百二十九条の六、第三百二十九条の八及び第三百二十九条の九の規定に関する部分に限る。）
(G)	エスカレーターで観光のために供するもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラスの又ははりを支える部分以外のもの	イ 法第八十八条第一項において準用する法第三十七号の規定 ロ 第四百四十三条（第二百二十九

